

広報たつの有料広告掲載取扱基準

(1) 目的

本取扱基準は、「広報たつの」に掲載する有料広告の掲載基準を定めるものとする。

(2) 掲載基準

広告の種類・内容等は公の刊行物にふさわしいものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- ・ 公共性及び品位を損なうもの
- ・ 政治性、宗教性のあるもの
- ・ 風俗営業等に該当するもの
- ・ 社会問題について主義主張するもの
- ・ 個人の名刺広告 {単に法人その他の団体の名称 (代表者の氏名を含む)}
- ・ 市が推薦していると誤解を招くおそれがあるもの
- ・ 企業・団体の人事募集にかかるもの
- ・ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・ その他、掲載することが不相当と市長が認めるもの

(3) 掲載位置・期間

掲載位置は、「広報たつの」においては、裏表紙を除く最終頁から6頁分の最下段、「広報たつのお知らせ版」においては、表紙と裏表紙を除く頁の最下段とする。なお、掲載位置は市が決定する。

広告掲載の契約は、最初の掲載月から1年間を限度とする。ただし、改めて掲載することを契約する場合はこの限りでない。

(4) 規格・掲載料

モノクロでの掲載で、規格・掲載料は次のとおりとする。市が広告の掲載を可とする決定をした者（以下「広告主」という。）は、掲載料を市が指定する方法及び期日までに遅延なく納入しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

規格（縦×横）	掲載料
46mm×178mm	30,000円
46mm×87mm	20,000円
46mm×56mm	10,000円

契約時の掲載回数によって次のとおり割引を適用する。2つ以上の規格を組み合わせて契約することもできる。その場合も、掲載回数による割引を適用する。

ただし、広告主は、契約期間満了前に広告主の事情により契約を取り消した場合においては、契約解除時点の実績（掲載回数）に基づき掲載料を算出し、差額分を納入しなければならない。

掲載回数	割引率
1回～5回	割引なし
6回～11回	2割引
12回～17回	2.5割引
18回～23回	3割引
24回	3.5割引

(5) 申込方法

広告の掲載を希望する者は、掲載希望月の前々月の末日までに広告掲載申込書、広告原稿（データ）を添えて市に提出しなければならない。提出する広告原稿は、電子媒体（CD-ROM等）とプリントアウトしたものとする。

(6) 原稿作成・広告表示内容

広告原稿は、原則として広告主が用意し、市が指定する期限、方法等で提出するものとする。

具体的な表示内容等は、掲載の都度、市が確認し判断する。なお、内容の訂正・削除等が必要な場合は市と広告主で協議の上、決定する。

また、広告内容に変更が生じた場合は、掲載月の前月の10日までに市の承諾を受けなければならない。校正は原則1回とする。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。